

平成二十七年八月十四日の「内閣総理大臣談話」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

山本太郎

参議院議長 山崎正昭殿



平成二十七年八月十四日の「内閣総理大臣談話」に関する質問主意書

平成二十七年八月十四日に閣議決定され発表された「内閣総理大臣談話」（いわゆる「七十年談話」）の中の、「我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました。その思いを実際の行動で示すため、インドネシア、フィリピンはじめ東南アジアの国々、台湾、韓国、中国など、隣人であるアジアの人々が歩んできた苦難の歴史を胸に刻み、戦後一貫して、その平和と繁栄のために力を尽くしてきました。こうした歴代内閣の立場は、今後も、揺るぎないものであります」という記述について、以下質問する。

一 「我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました」という記述について、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明したものの中に、平成七年八月十五日の「村山内閣総理大臣談話」（いわゆる村山談話）と平成十七年八月十五日の小泉内閣総理大臣による「内閣総理大臣談話」は含まれるのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 前記一と同じく「我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました」という記述について、「先の大戦における行い」の中に、村山内閣総理大

臣談話と、小泉内閣総理大臣談話の中でともに記述され、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明する対象となった、我が国による、かつての植民地支配と侵略は含まれるのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 前記一と同じく、「先の大戦における行い」の中に、いわゆる従軍慰安婦問題は含まれるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。